別表第一の七の項（二十二）中「又は窒化アルミニウムガリウム」を「、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンド」に改める。

別表第一の一五の項（二）中「電波」の下に「若しくは赤外線」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　西村　康稔

内閣総理大臣　岸田　文雄